

令和3年

第2回市議会定例会 議案第14号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）の一部を次のよう  
に改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の後ろに「（同法附則第  
73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、  
同条第5項各号列記以外の部分中「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て  
支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整備するため